

(保) 様式第1号についての記入上、提出上の注意事項

【記入上の注意】

- 1 申請内容について、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
なお、設置・運営計画の場合は、運営形態について今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
(例 運営形態(通常対応)又は及び運営形態(体調不調児対応)を行う場合は、設置・運営に加えてそれぞれの部分を○で囲みます。)
- 2 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主(共同事業主の場合、認定申請を行う事業主。以下同じ。)の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名(事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。
なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 3 1欄は、該当するところを○で囲んでください。
- 4 2欄「申請者」について
 - (1) 単独事業主又は共同事業主の場合
 - イ 「①常時雇用する労働者の数」は、認定申請を行う日の属する月の初日において、認定申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
 - ロ 「②資本金の額又は出資の総額」は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
 - ハ 「③主たる事業」は、()内に日本標準産業分類の大分類を記入するとともに、認定申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は()内に具体的な業種を記入してください。)
 - ニ 「④事業所総数」は、認定申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
 - (2) 事業主団体の場合
 - イ 「③構成員事業主の主な業種」について、業種が複数ある場合は、いずれか事業主が多い業種を記入してください。
 - ロ 「④雇用保険適用事業所番号」は、事業主団体の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
 - ハ 「⑤労働保険番号」は、事業主団体の労働保険番号を記入してください。
- 5 4欄「保育施設の概要」について
 - (1) 「④乳幼児定員」は、4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分してください。定員増に伴う増築(増築・建て替え)計画の申請の場合、()内に既存の保育施設の定員を記入してください。
 - (2) 「⑤職員数」は、常時配置する保育士、研修修了者、看護師等の予定人数を記入してください。また、保健師、看護師又は准看護師をいずれか1人に限って保育士とみなす場合、みなし保育士の欄の該当項目を○で囲んでください。
 - (3) 「⑥施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造等の区分を記入してください。「処分制限期間」は、主要な部分の構造に対応する「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号)」に定める処分制限期間を記入してください。
 - (4) 「⑧施設の延面積」の上段には、この申請に係る計画中の施設の延面積を記入してください。増築(増築・建て替え)計画の場合は、()内に既存の保育施設の面積を記入してください。
「内訳」の「調理室(調理設備)」の欄は、定員19人以下の事業所内保育施設であって調理設備を設ける場

合は、調理設備を設ける部屋の面積を記入してください。

- (5) 「⑨保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、()内に延べ時間数を記入してください。体調不良児への対応は、「有」「無」の該当項目を○で囲んでください。
- (6) 「⑩所定労働時間」は、3欄の①に記入した事業所における所定労働時間を記入してください。
- (7) 「⑪運営開始(再開)予定年月日」は、設置・運営及び運営計画の認定申請である場合は運営開始予定年月日を記入し、増築計画の認定申請である場合は運営再開予定年月日を記入してください。
- (8) 「⑫保育料の徴収予定月(日)額」は、「月額」「日額」の該当項目を○で囲み、保育料を記入してください。
- (9) 「⑬運営開始から5年間の施設の利用者見込み数(うち自社で雇用する雇用保険被保険者の労働者の乳幼児数)」は、(保)参考様式1の2欄と同じ数を記入してください。なお、()内には、自社で雇用する雇用保険被保険者の労働者の乳幼児数を記入してください。
- (10) 「⑭施設が賃借の場合」は、計画する保育施設が賃借である場合に記入してください。

6 5欄「設置・増築工事等の概要」について

- (1) 設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行う場合は、該当するすべての欄に記入してください。
- (2) 設置・運営計画又は増築計画の認定申請の場合、「①予算額」欄の「設置の場合」又は「増築・建て替えの場合」の該当する「種類」を○で囲んでください。
なお、共同事業主にあつては()内に自社負担額を記入してください。
- (3) 「③施設の購入」は、ア、イを記入し、ウの該当する項目を○で囲んでください。
- (4) ④のイの「施設の建築面積」は、当該保育施設の建築面積を記入してください。

7 6欄は、助成金の対象となる事業所内保育施設と同一の施設において、同一の建築・増築・建て替え・購入に係る費用、同一の運営期間に係る費用について、他の助成金等を受給している又は受給予定の場合、有を○で囲んでください。

8 7欄は、単独事業主又は共同事業主の場合は認定申請事業主について、事業主団体の場合は2欄(2)に記載した事業主団体について、次の内容を参考に記入してください。

- (1) 「労働保険料」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第19条第1項第1号に定める一般保険料をいいます。滞納がある場合、有を○で囲んでください。
- (2) 「雇用保険二事業に係る各種給付金等」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金等をいいます。不支給措置がとられている場合、有を○で囲んでください。
- (3) 法人設立後又は事業開始後3年が経過していない場合、有を○で囲んでください。
- (4) 認定申請日の属する年度前の直近3か年の会計年度において、3か年連続して経常損失等が計上されている場合、有を○で囲んでください。
- (5) 過去に、国、公益財団法人21世紀職業財団(旧財団法人21世紀職業財団)、一般財団法人子ども未来財団(旧財団法人子ども未来財団)から事業所内保育施設の設置に係る費用の支給を受けている場合、有を○で囲み、支給機関、助成金等の名称、受給年度を記入してください。

8 ※処理欄は記入しないでください

【提出上の注意】

- 1 この申請書は、事業所内保育施設の設置・運営計画の認定を受ける場合は原則として設置着手の2か月前(購入の場合は購入契約締結日の2か月前)、運営計画の認定を受ける場合は運営開始の2か月前、また増築計画の認定を受ける場合は原則として増築着手の2か月前(購入の場合は購入契約締結日の2か月前)までに、当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。
なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写し)を添付してください。
- 2 共同事業主の場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請書等を一括して提出してください。
- 3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。共同事業主、事業主団体の場合も同様です。

【日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）による業種区分表】

| 業 種 | 該当分類項目 | 業 種 | 該当分類項目 |
|------------|---|-------|---|
| 卸売業 | 大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業） | サービス業 | 大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業）（中分類81, 82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86, 87） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>） （中分類88～96） |
| 小売業 | 大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業） | | |
| 製造業 その他 | 上記以外のすべて | | |

※1 大分類の記入に当たっては、卸売業「I1」、小売業「I2」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてごさい。